

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 総務課		093-582-2013			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
本庁舎エレベーター保守業務委託	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 北九州支店	12,988,800	令和7年3月28日	契約の相手方は、本庁舎のエレベーター設備の製作図面、制御ソフトの著作権・特許権等を保有し、高度な技術力と専門技術者を有し、三菱電機製エレベーターの保守代理店である。 また、本業務はエレベーター設置より長期間使用に掛る定期交換部品や軽微な修繕を含んでいるフルメンテナンス契約であり、本業務に唯一対応できる業者である。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 法制課		093-582-2131			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
文書管理システム及び電子 決裁システム保守運用業務	株式会社日立製作所九州支 社 北九州支店	27,999,840円	令和7年3月27日	現在稼働している文書管理システムは、株式会社日立製作所 が作成したパッケージソフトウェアであり、排他的にライセ ンスを保持している。 このため、保守運用業務に必要な技術的情報は、当該業者 しか持ちえず、これらの情報が無ければ保守運用の業務の実 施は不可能である。 また、他社に当該業務を委託した場合、事故等があった時の 責任の所在等に問題が発生する危険があり、当該業者に委託 することが必要である。 その為、当該事業者を特命するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 文書館		093-561-5558			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
令和7年度北九州市立文書館 閲覧室等管理業務	株式会社レインズ	2,391,840	令和7年3月21日	4社による指名競争入札を実施（2回、2回目は3者）したが、予定価格の範囲内で入札した業者がおらず、2回目の入札で最も低い額で入札した1社と随意契約を締結したもの。	自治法 施行令 第8号	2,395,021	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 人事課		093-521-0915			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度「管理監督者マネジメント研修」等実施業務委託	(株)東京リーガルマインド	2,078,695	令和6年12月11日	当該研修は、管理職の業務マネジメントに対する意識改革や専門的かつ実践的な業務マネジメント方法を習得させるために実施するものである。その目的を達成するためには、講師の実績はもとより、講師の持つ影響力が大きく関わってくるため、本業務については、価格のみによる事業者選定は適さない。上記事業者の講師として登録されている藤崎忍氏は、ドムドムフードサービス代表取締役社長として、ドムドムハンバーガーの業績を立て直し、ボトムアップ形式での問題解決による社内問題を好意的に評価する環境づくりを行い、業務マネジメントや業務効率化を進めている。自身の経験から、日本各地で人材育成や組織・チーム力の向上等をテーマにした講演を行っている藤崎氏は、本業務の目的に合致した履行を期待できるものである。 また、本市では職員研修運営等を民間事業者委託している。 令和5年度に、職員研修運営等業務の候補事業者の選定にあたり公募型プロポーザルを実施した結果、令和5年12月8日に「株式会社東京リーガルマインド」を委託候補事業者を選定し、委託契約に係る協議を経て、令和6年3月26日に令和6年度から令和8年度における職員研修運営等業務の委託契約を締結した。 本件の研修実施にあたり、事前準備や当日運営にスタッフを要するが、上述の契約により、職員研修所内に上記事業者の社員が2名常駐していることから、人件費の経費削減が可能となる。 さらに、上記社員に対して、イントラ端末の提供及び電話機の貸与を行っており、職員研修所職員及び研修生等との調整事務が円滑に行える状況にあるため、現に履行中の職員研修運営等業務と、管理監督者マネジメント研修等を一体的に履行させることにより、効果的で効率的な研修運営の委託ができる。 以上より、効果的で効率的な研修運営の委託が可能な左記事業者と特命随意契約としたもの。	自治法 施行令 第2号	2,078,695	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 給与課		093-582-2217			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
人事給与システム運用保守業務	株式会社ニシコン	36,295,248	令和7年3月17日	本業務は、株式会社ニシコンが構築し、平成21年10月から稼働している人事給与システムの運用保守業務であり、職員情報の管理及び給与支給計算を行うためにシステム障害、人事異動、組織改正、制度改正等に迅速に対応して、的確なシステムの運用・保守を行う必要がある。 確実にこれらの業務を履行できる者は、システム構築業者である株式会社ニシコンのみであるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
庶務事務システム 運用保守業務	富士電機ITソリューション 株式会社 福岡支店	10,124,400	令和7年3月25日	本業務は、富士電機（当時は富士電機システムズ）のパッケージをベースに本市の制度や運用に応じたカスタマイズを行い、平成21年10月から稼働している庶務事務システムの運用保守業務である。 業務の履行にあたっては、パッケージ及びカスタマイズの仕様を把握し、システム障害、人事異動、組織改正、制度改正等に迅速に対応して、的確なシステムの運用・保守を行う必要がある。 確実にこれらの業務を履行できる者は、パッケージを所有し、本市仕様のカスタマイズを行った富士電機株式会社から、システムエンジニアリング機能等を移管された富士電機ITソリューション株式会社であるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 福利課		093-582-2226			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
令和7年度福利厚生システムの運用保守業務	株式会社ニッセイコム 西日本支社	15,840,000	令和7年3月31日	本業務は、福利厚生システムの運用保守を行うもので、システム運用操作に対する確認・問い合わせ対応、障害発生時の対応、本システムが稼働する市システム基盤の担当事業者との調整等を主な内容としている。 この福利厚生システムは、株式会社ニッセイコムが開発業者であり、著作権を持つ開発業者以外がプログラムメンテナンス等の運用保守を行うことはできない。 また、株式会社ニッセイコムは、福利厚生関連の業務内容も熟知しているため、他の開発業者に比べ効率的・経済的な業務委託の履行が可能であり、経費も削減できる。	自治法 施行令 第6号	16,422,846	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 区政推進課		093-582-2107			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
窓口受付番号発券機及び周辺機器の撤去業務	株式会社 明光商会 九州支店	2,805,000	令和6年10月10日	本業務は、各區市民課（小倉北区は国保年金課も含む）の窓口受付番号発券機及び周辺機器を賃貸借期間満了に伴い、撤去するものである。 この撤去にあたっては、賃貸借契約の相手方である、J A 三井リース株式会社より、機器の設置作業を行った、株式会社明光商会に実施させるよう指定しており、株式会社明光商会以外は撤去を行うことができないため。	自治法 施行令 第2号	3,056,000	
令和6年度 戸籍総合システム改修業務委託	富士フィルムシステムサービス株式会社	8,140,000	令和6年10月18日	本業務は、法改正により戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになるため、既存の戸籍システムを改修するものである。 当システムについて、排他的権利が設定されており技術的内容を公開しておらず、戸籍システムの事業者である富士フィルムシステムサービス以外は履行できないため。	自治法 施行令 第2号	8,161,148	
令和6年度 戸籍附票システム改修業務委託	富士フィルムシステムサービス株式会社	6,226,000	令和6年10月18日	本業務は、法改正により戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになるため、既存の戸籍附票システムを改修するものである。 当システムについて、排他的権利が設定されており技術的内容を公開しておらず、戸籍附票システムの事業者である富士フィルムシステムサービス以外は履行できないため。	自治法 施行令 第2号	6,398,238	
令和6年度 振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システム改修	富士フィルムシステムサービス株式会社	4,009,500	令和6年10月18日	本業務は、法改正で戸籍に氏名振り仮名を登録するため、本籍人に対する通知機能を戸籍システムへ追加するものである。 当システムについて、排他的権利が設定されており技術的内容を公開しておらず、戸籍システムの事業者である富士フィルムシステムサービス以外は履行できないため。	自治法 施行令 第2号	4,278,560	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 区政推進課		093-582-2107			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
戸籍振り仮名記載に伴う住民記録情報の修正業務	株式会社エイジェック北九州オフィス	2,662,000	令和6年11月18日	戸籍法の改正に伴い、令和7年5月から氏名に振り仮名が記載されるが、その事前準備として現在の住民記録システムの「振り仮名」の情報を、令和6年12月下旬に戸籍システム側に提供することとされている。現在の住民記録システム上には、拗音（ゃゅょ）や促音（っ）が、大文字で登録されている市民が約4万人いるため、これを事前に修正する必要がある。本業務委託は、この住民記録システム上の情報の修正を行うもの。 現在、北九州市では住民記録システムへのデータ入力及び修正を、令和5年に上記事業者と契約した「市民課関連業務委託」の一部として、一括して行わせている。 今回の修正作業と、通常の住民記録システムへの入力業務の一体的な履行が可能となり、迅速な作業の開始、経費の削減、円滑な業務実施が見込めるため。	自治法 施行令 第6号	2,685,474	
氏名振り仮名の法制化に伴う住民記録システム改修業務	株式会社RKKCS	38,409,800	令和6年12月20日	本業務は、戸籍で公証された振り仮名を現行の住民記録システムで登録及び管理するためにシステム改修をするものである。 住民記録システムは、パッケージソフトで、モジュールやプログラムソース・データベース等は非公開であり、提供事業者である株式会社RKKCS以外は改修できないため。	自治法 施行令 第2号	38,772,635	
氏名振り仮名の法制化に伴うコンビニ交付システム改修業務	株式会社TKC	2,090,000	令和7年1月17日	戸籍法改正のため、戸籍で公証された氏名の振り仮名を、本市で管理する住民基本台帳にも令和7年5月から登録する。 登録された氏名振り仮名は、住民票にも記載されるため、コンビニで交付する住民票にも記載されるよう、コンビニ交付システムを改修するものである。 コンビニ交付システムは、モジュールやプログラムソース・データベース等は非公開であり、提供事業者である株式会社TKC以外は改修できないため。	自治法 施行令 第2号	2,090,000	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 区政推進課		093-582-2107			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器等の移行導入業務委託	株式会社九州日立システムズ 北九州支店	6,688,000	令和7年1月31日	本業務は、住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバー（CS）の更改造業である。 本市の住民基本台帳ネットワークシステムは、CS及び端末の運用保守を九州日立システムズ北九州支店へ委託している。 更改には、現行のネットワークやサーバ機器の知識が必要であり、現行の運用保守を行っている同社以外は移行作業ができないため。	自治法 施行令 第2号	6,878,850	
氏名振り仮名の法制化に伴う住民記録システム追加改修業務	株式会社RKKCS	2,880,900	令和7年2月28日	本業務は、戸籍で公証された振り仮名を現行の住民記録システムへ効率的に登録するためのシステム改修である。 住民記録システムは、パッケージソフトで、モジュールやプログラムソース・データベース等は非公開であり、提供事業者である株式会社RKKCS以外は改修できないため。	自治法 施行令 第2号	2,920,759	
住民基本台帳ネットワークシステムにおける統合端末等設置作業	株式会社九州日立システムズ 北九州支店	5,474,700	令和7年2月28日	本業務は、住基ネット統合端末及び周辺機器、基幹系端末及び周辺機器の増設及び移設である。 住基ネット関連機器の運用保守は、当課が九州日立システムズへ委託しており、増設及び移設は、ネットワーク環境等を熟知し保守を行っている九州日立システムズ以外を行うことができない。 また、基幹系機器についても、借入れ元の三菱HCキャピタルが九州日立システムズを保守事業者として指定しており、九州日立システムズ以外には増設等を行うことができない。 上記の理由により、当該事業者と随意契約する。	自治法 施行令 第2号	5,563,580	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先			総務市民局 区政推進課		093-582-2107		
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
マイナンバーカード電子証明書の更新業務に係る郵便局窓口事務局運営等業務委託	キャリアリンク株式会社	59,397,800	令和7年3月7日	令和7年度以降にマイナンバーカード電子証明書更新が急増し、市民からの問い合わせの急増や窓口の混雑が予想されているため、本市では電子証明書の更新等業務について、令和7年7月に市内郵便局10局で業務委託による窓口を開設して、市民対応窓口を拡大する予定としている。 このため、市内郵便局での委託実施を円滑に進めるための事務局的な機能と、本市と委託先郵便局との間で必要となる更新手続きの情報連携に使用する機材調達、設置及び運用保守、さらには、マイナンバーカード関連業務に関するコールセンター業務及びマイナンバーカードに関する手続窓口等の広報支援を一体的に業者へ委託することとした。 令和7年2月21日（金）に公募型プロポーザル方式による審査委員会で審査した結果、評価が一定水準以上に達し、十分な業務の履行ができる当該業者を受託候補者として特定した。	自治法 施行令 第2号	60,236,236	
戸籍氏名振り仮名記載業務委託	株式会社エイジェック北九州オフィス	55,011,000	令和7年3月27日	戸籍法の改正により戸籍に記載されることとなった氏名の振り仮名について、令和7年5月26日の改正法施行日から1年間振り仮名の届出がされることとなる。短期間に大量の届出がされることが想定されるため、氏名の振り仮名に係る戸籍業務を集約化、委託化することで効率的な業務遂行の実現を図るものである。 業務の履行場所は、各区役所市民課及び区政事務センターである。 契約にあたっては、令和5年5月に公募型プロポーザル方式により契約を締結している、各区役所市民課及び区政事務センターにおける戸籍の附票の記載や戸籍証明書等の郵送請求の処理業務等に係る「市民課関連業務委託」と一体的に行うことで、人員及び経費の削減や効率的な業務の実施ができるため、当該業者と特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第6号	非公開 （特命随意契約で継続性がある）	
住民基本台帳ネットワークシステムにおける郵便局設置分統合端末等設置作業	株式会社九州日立システムズ 北九州支店	7,815,060	令和7年3月31日	本業務は、住基ネット統合端末及び周辺機器、基幹系端末及び周辺機器の増設及び移設である。 住基ネット関連機器の運用保守は、当課が九州日立システムズへ委託しており、増設及び移設は、ネットワーク環境等を熟知し保守を行っている九州日立システムズ以外を行うことができない。 また、基幹系機器についても、借入れ元の三菱HCキャピタルが九州日立システムズを保守事業者として指定しており、九州日立システムズ以外では増設等を行うことができない。 上記の理由により、当該事業者と随意契約するもの。	自治法 施行令 第2号	7,842,252	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 区政推進課		093-582-2107			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
令和7年度 戸籍総合システム運用保守業務委託	富士フィルムシステムサービス株式会社	23,966,244	令和7年3月31日	戸籍総合システムは、富士フィルムシステムサービス株式会社が開発したパッケージシステムを、同社がさらに本市に合わせて改修したシステムであり、著作権を有するものである。 保守運用業務を行うことに際し、仮に著作権を市が買取り、富士フィルムシステムサービス株式会社以外の者に保守業務（システム改修業務）を委託した場合、責任区分が不明確になり、障害発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど業務の履行を達成できなくなる。 本システムを安定的に稼動維持するため、特命随意契約を行う。	自治法 施行令 第2号	25,830,552	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 区政推進課		093-582-2107			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和7年度 戸籍証明書ソフトウェア保守業務委託	富士フィルムシステムサービス株式会社	1,683,000	令和7年3月31日	戸籍証明書ソフトウェア（戸籍コンビニ証明書発行システム）は、富士フィルムシステムサービス株式会社が開発したパッケージシステムであり、同社が著作権を有するものである。 保守運用業務を行うことに際し、仮に著作権を市が買取り、富士フィルムシステムサービス株式会社以外の者に保守業務（システム改修業務）を委託した場合、責任区分が不明確になり、障害発生時の原因究明・修正等などの対処が困難になるなど業務の履行を達成できなくなる。 本システムを安定的に稼働維持するため、特命随意契約を行う。	自治法 施行令 第2号	1,952,280	
令和7年度住民基本台帳ネットワークシステム及び関連システムに係る保守運用業務委託	株式会社九州日立システムズ 北九州支店	29,620,800	令和7年3月31日	当該業務は本市の住民基本台帳ネットワークシステム及び関連システムに係る保守運用の業務である。 住民基本台帳ネットワークシステムについて、当該業者である株式会社九州日立システムズ北九州支店は、令和6年12月13日契約締結の「住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器等の借入れ及び保守業務」契約にて、借入れ元の三菱HCキャピタル株式会社より保守業者として指定されている。 また、関連システムであるネットワーク機器及び統合端末についても、借入れ元の三菱HCキャピタル株式会社より保守業者として指定されている。 これらの関連システムは互いに密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対応が困難になるなど業務の履行を達成できない。 当該業者しか業務を履行することができないため、特命随意契約とする。	自治法 施行令 第6号	29,971,150	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 区政推進課		093-582-2107			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
氏名の振り仮名通知サービス業務委託	富士フィルムシステムサービス株式会社	13,233,616	令和7年3月31日	戸籍法の改正により戸籍に記載されることとなった氏名の振り仮名について、令和7年5月26日の改正法施行日以降速やかに、本籍人口約94万人に対して、戸籍に記載する振り仮名の通知を行う必要があることから、通知書の作成及び発送業務を委託するものである。 また、通知した振り仮名に誤りがある場合は、施行日から1年間振り仮名の届出を行うことができるとされており、届出がない場合には通知した振り仮名を戸籍に記載することになる。短期間に区役所等の窓口で大量の問合せや届出に対応することになるため、効率的に業務を行う必要がある。 通知書は、戸籍システムから出力した情報を基に作成するものになるが、戸籍システムで使用されている漢字の字体は、通常使用されている字体と比べてはるかに多いため、本市の戸籍システムベンダー以外の業者に委託した場合、戸籍に記載されている字体で通知書を作成することができない。該当の漢字の字体がない場合に別の漢字（同一漢字別字体）に置き換えた上で通知書が作成されることになるため、「氏名の漢字が異なる」など振り仮名以外の内容について問い合わせが多数寄せられることになり、振り仮名届出業務の遂行に支障が出る。 区役所等でのより効率的な業務遂行のために、戸籍に記載されている漢字字体で通知書を作成できる唯一の業者である本市の戸籍システムベンダーの上記業者と特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第6号	13,233,616	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 広聴課		093-582-2525			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州市総合コールセンター電話システム保守点検業務	西日本電信電話株式会社北九州支店	2,145,000	令和7年3月24日	本業務は、北九州市総合コールセンターにおいて、電話システムを円滑かつ効率的に運用することを目的としており、既設の機器と密接不可分の関係にあり、その所有事業者及び現保守点検事業者以外の事業者が業務にあたった場合、責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなどコールセンターの業務運営に重大な支障を来す恐れがある。 本業務は令和3年4月～令和7年3月まで西日本電信電話株式会社北九州支店と契約を締結しているが、本市の方針により、現システムを特別に1年延長して使用することとなった。 今後、耐用年数経過に伴うシステムの故障率上昇も見込まれるため、さらに延長使用する方針は現時点でないうえに、現システムを熟知かつ当保守業務に実績のある事業者が必要と判断し、西日本電信電話株式会社北九州支店へ委託するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 生涯学習総合センター	093-571-2735				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和7年度 生涯学習センターエレベーター保守点検業務委託	株式会社日立ビルシステム 西日本支社 北九州統括営業所	3,577,200	令和7年3月31日	フルメンテナンス契約であるため。 (平成16年3月2日付け北九建都建保第45号及び北九建道技第175号の発注基準による)	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で継続性がある)	
令和7年度 若松生涯学習センター管理運営業務	共同企業体 グループA2K 代表企業 朝日建物管理株式会社 九州支店	14,051,276	令和7年3月31日	若松生涯学習センターは若松市民会館との複合施設であり、事務室を同じくする市民会館が指定管理制度を導入していることから、生涯学習センターを市民会館と一体的に維持管理することで、より効率的な業務の履行が見込めるため、市民会館の指定管理者に委託するもの。	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 消費生活センター		093-871-0428			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和7年度特定計量器定期検査業務委託	特定非営利活動法人 北九州市計量士会	14,300,000	令和7年2月28日	計量法第19条に定める定期検査を実施できる法人は、同法第20条により指定期間検査機関に限られる。 本市が指定している指定期間検査機関は、特定非営利活動法人 北九州市計量士会、一般社団法人 福岡県計量協会の2者だが、一般社団法人 福岡県計量協会から指名競争入札参加を辞退する旨の通知があったため。	自治法 施行令 第8号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	
令和7年度北九州市計量検査所清掃業務	株式会社協力ビル管理	1,397,000円	令和7年3月17日	指名競争入札を2回行ったが不調となったため、不落随契に移行したもの。	自治法 施行令 第8号	1,404,700	
令和7年度北九州市消費生活相談等業務委託契約	特定非営利活動法人 北九州市消費生活相談員協会	67,686,000	令和7年3月24日	消費生活相談等業務は、市民等から寄せられる消費生活に関する様々な相談を適切に処理すること及び消費生活に関する市民啓発を行うこととしている。 これらの業務遂行にあたる者は、消費生活相談員等の公的資格を有する人材を多く確保する必要がある。また、業務内容の性質上、消費者と事業者のあっせんを行う場合があり、株式会社など利害関係が生じる恐れのある企業等への委託は好ましくない。 よって、公的資格を有する者で構成された市内唯一の団体である特定非営利活動法人北九州市消費生活相談員協会以外に本業務を実施できる団体はないため、当該団体と特命随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号